

第16回回答と要望①立地制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	保護林内での地熱調査・開発に係る国有林野の貸付	<p>①保護林内の地熱調査・開発に当たっては、一律に貸付を禁止（事実上の開発禁止）するのではなく、特別に保護すべき地域（例えば国立公園特別保護区、第1種特別地域に相当する地域）以外は、林野庁（森林管理局、森林管理署を含む）のご指示に従って自然環境保全に十分留意することを条件に保護林の貸付を認めていただきたい。</p> <p>②保護林の使用の条件としては、「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等マニュアル」に記載された「線の回廊の区域に地熱発電所等の設置が掛かる場合の基準」に該当するような基準を設け、事業の予見性を担保していただきたい。</p>	<p>「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等マニュアル」（令和3年9月策定、令和4年3月一部改正）においては、「貸付け等に係る基準」の中で「保護林が申請地に含まれていないこと」と明記されており、事実上保護林内での試掘調査が不可能な状況になっている。</p> <p>一方で、保護林内で地熱開発の有望地域が多く存在することが明らかになりつつある。また、事業者アンケートを実施したところ、多くの事業者が調査実施地域及び、調査計画・希望地域に保護林が存在すると回答している。今後の地上調査の進展に伴い、保護林内での坑井調査（道路・敷地造成、掘削）の計画が顕在化してくると考えられる。</p> <p>そのため、一定の条件の下に保護林の貸付を認めていただくとともに、事業の予見性確保のため、保護林の使用条件について、基準を設けていただきたい。</p>	農水省	<p>「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等マニュアル」において、以下のとおり記載しており、現状では保護林区域内において風力発電又は地熱発電に必要な施設（発電施設のほか、その他の関連施設を含む）の設置は認めていません。</p> <p>上記マニュアルにおける保護林に関する記載 第4 貸付け等に係る基準 (5) 他に代替地がないこと ① 対象地の条件 (ウ) 保護林 保護林が申請地に含まれていないこと。</p>	<p>① 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第7条第1項第1号～第5号 ② 「風力発電・地熱発電に係る国有林野の貸付け等マニュアル」（令和3年9月作成、令和4年3月一部改正） ③ 「保護林制度の改正について」（平成27年9月28日付け 27林国経第49号 林野庁長官通知）</p>	検討を予定	<p>保護林は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林や、地域固有の生物群集を有する森林等を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護等を図ることを目的に設定しているものであり、設定区域内の森林は、「原則として人為を加えずに自然の推移に委ねる」として管理しています。</p> <p>こうした保護林制度の趣旨等を踏まえつつ、今回の要望に対しては、国立・国定公園における取扱いも参考に、自然環境の保全に支障がなく、地表への影響がないと判断される場合の保護林区域外からの傾斜探掘による坑井調査の可否等について年度内に示すことを検討します。</p>
2	①	国有林野および保安林内における地熱調査・開発	<p>①保安林内作業期間の延長・更新、変更行為面積、切土・盛土について、「保安林の指定解除事務等マニュアル（地熱編）」において定められた基準の範囲では、十分に地熱の調査ができないと認められる場合は、個別案件ごとに許可手続に係る関係機関と協議を行い、当該個別案件ごとの事情に鑑み適切である場合は、当該基準を一部超えた地熱調査を行うことも可能とし、かつ、その旨を明文化していただきたい。</p> <p>②また、①が難しい場合、例えば、新たに「坑井掘削版保安林解除」制度を設けていただきたい。その際、現行の保安林解除の手続きよりも審査書類を簡素化し、審査期間が短縮されるよう、お願いしたい。</p>	<p>・保安林内作業許可要件（原則2年以内（2年で終了することが困難となった場合には、5年まで延長することが可能）、面積0.2ha未満、切土・盛土：おおむね1.5m未満）の条件内では地熱の調査に不十分であるため、個別の事業の事情を鑑み、柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>・本件に係り、要望している保安林内作業許可の条件の緩和を第一に求めるが、例えば新たに「坑井掘削版保安林解除」の制度を創設し、地熱調査に適用することについても代替措置として有効となる可能性がある。</p> <p>「坑井掘削版保安林解除」は発電所建設投資判断前の調査（探査）段階の「調査井掘削」を想定していることから、地熱発電導入拡大の迅速化を図るため、適用に際しては現行の発電所建設時の保安林解除の手続きよりも簡素な審査書類の提出で済むものとし、審査期間を短縮していただくことが必須。具体的には、審査書類・審査期間は保安林内作業許可と同程度であることが望ましい。</p>	農水省	<p>①保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認し、保安林の指定を解除することが必要ですが、その公益的機能の維持に支障がないような一時的な変更行為（原則2年以内で0.2ha未満等）については、都道府県知事の許可を得た上で、保安林の指定を解除することなく土地の形質の変更をすることが可能です。</p> <p>②保安林を森林以外の用途に転用するためには、災害の危険性を考慮した防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で、保安林の指定を解除することが可能です。</p>	<p>①森林法第34条第2項等 ②森林法第27条等</p>	<p>①対応不可 ②その他</p>	<p>一時的な変更行為の要件を満たさない保安林の転用については、作業許可で行うことは適切ではなく、災害防止措置等の一定の要件を備えていることを確認した上で、保安林の指定を解除することが妥当であると考えています。「発電所建設投資判断前の調査（探査）段階の掘削」に係る保安林解除に必要な申請書類等については、関係団体から提案と同旨の要望を頂いており、その内容の明確化について当該関係団体とともに検討中です。</p>
3	①	温泉掘削許可申請における地権者同意取得	<p>坑跡上の全地権者同意取得について、一定深度以下の地権者同意取得を不要とするなど、手続きを簡素化願いたい。</p>	<p>民法第207条において、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及び。」と規定されている。地下については、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法により、「地表から40m以深」または「建物の支持基礎の最深部から10m以深」のうちより深い方の地下については、公共の利益となる事業に使用できると定められている。</p> <p>一方、温泉法第3条では、土地の掘削の許可について、以下のように定められており、温泉を湧出させる目的で土地の掘削を行う地熱開発においては、温泉法に基づく掘削許可申請が必要となる。</p> <p>【温泉法第三条】 温泉を湧出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。 2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。</p> <p>温泉法第3条第2項を基に、地域によっては、坑跡上の全ての土地所有者同意取得を求められており、共有地や土地所有者が死亡している（法定相続人の同意が必要）場合、同意取得に時間と手間を要し、地熱開発の大きな障害（開発の長期化及び開発断念）となっている。温泉法で一定深度以下の場合、坑跡上の全地権者の同意取得を不要とする旨を規定する等、手続きの簡素化に繋がる措置をしていただきたい。</p> <p>なお、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）（改訂案）」では、本件に関連し、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（※）」において、所有者不明土地を円滑に利用する仕組みや、所有者の探索を合理化する仕組み等の活用が考えられると記載されているが、所有者不明以外の土地についても共有地や法定相続人の同意取得に時間と手間がかかることが地熱開発の障害となっている。</p> <p>※所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法により、反対する権利者がおらず、建築物（簡易な構造で小規模なものを除く。）がなく現に利用されていない所有者不明土地において、地域福祉増進事業を行う場合、都道府県知事が利用権（上限20年間）を設定することができるとしており、再生可能エネルギー発電設備の整備についても同事業に含まれる。 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の概要：https://www.mlit.go.jp/common/001249403.pdf 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要：https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001462673.pdf</p>	環境省	<p>民法第207条において「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及び」とされており、私法上の権利関係において、地下部であっても他人の土地を掘削するにはその権利を取得しなければなりません。</p> <p>一方、温泉法第3条第2項において「前項の許可（掘削の許可）を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない」との規定がありますが、本条は、上記の民法の規定を踏まえ、私法上の紛争を未然に防止する（逐条解説 温泉法 P15）ものであるに過ぎず、当該規定の存在によって（民法の要請と別に）土地掘削の権利の取得義務が生じているわけではありません。</p> <p>なお、大深度地下法では、認可を受けた事業者は（所有者の承諾なしに）その土地の使用権を取得することとされていますが、その対象となる地域（三大都市圏の一部）や事業が限られており、地熱発電事業がその対象とされた事例はないものと認識しております。</p>	<p>民法 温泉法 所有者不明土地法 地球温暖化対策推進法</p>	その他	<p>第6回規制改革要望（※）を踏まえ、令和3年度に専門家による検討会において議論したところ、所有者が明らかでない土地については、民法上の権利の侵害となるため権利取得の不要化は難しい（地熱・温泉資源が存在すると考えられる土地で大深度地下法と同様に地下の使用権を設定すると、地権者の資源利用に係る権利を侵害する恐れがある。）という結論を得ましたが、要望の趣旨を踏まえ、その他の手続き円滑化に向けて取り得る対応についても検討したところです。</p> <p>具体的には、所有者不明土地法の活用（土地所有者が不明で交渉が進められない場合）や改正温対法の仕組み（地域脱炭素化促進事業制度）をはじめとした各種施策の最大限の活用、令和4年度から地方環境事務所に配置される「地域脱炭素創生室」や地熱担当職員による地域伴走支援を通じ、地権者の理解が得やすい社会環境の醸成を目指しつつ地熱資源の利用促進に努めていく旨の対応方針を示しております。</p> <p>このため、今回のご要望に対しても、これらの方針に基づき対応に努めて参りたいと考えております。</p> <p>(※) 提案事項名：地熱発電拡大に向けた温泉法に係る要望（土地所有者の同意取得） 提案の具体的内容：坑跡上の地権者同意取得を簡素化するため、一定深度以下の地権者同意取得の不要とすべき。</p>

第16回回答と要望⑤その他※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤	北海道エリアの出力変動緩和対策に関する技術要件の見直し①(出力変動制約の廃止)	出力変動緩和対策に関する技術要件に基づき、既に設置している太陽光・風力発電設備について、 ①FITに移行するインセンティブを与え、FITに移行した場合は、出力変動制約（1%以内/分）を不要とする、又は ②FITのまま計画値同時量制度を受け入れる再エネ事業者は、出力変動制約（1%以内/分）を不要とする など、制度の改善を図るべき。 本条、一般送配電事業者が蓄電池を設置する、又は需給調整市場で調整力を確保すべき。	現在、北海道エリアの主な太陽光発電所には、出力変動緩和対策に関する技術要件に基づき蓄電池を設置している。発電所によっては蓄電池が満充電になるまでは接続容量上限まで発電可能であるが、満充電になった後は、出力変動（1%以内/分）を守るため、出力がある程度に絞らざるを得ず、再エネ電力が無駄になっている場合がある。蓄電池の容量を増やせば、出力を上げることも可能であるが、蓄電池を設置するための高いコストを考えると、経済的メリットを確保することが難しい。	経産省	再生エネの出力変動が周波数の維持に影響するため、北海道電力ネットワークは2016年4月に「系統アクセスマニュアル」を改正し、新規で連携する太陽光発電設備や風力発電設備に対して蓄電池などを併設することで出力の変動を緩和することを要求しています。 第40回系統ワーキンググループにおいて、令和5年7月以降に接続検討の受付を行う新規電源について、変動緩和要件を求めないことを目指すこととしました。他方、既に連系済みの既存電源については、既存電源間の公平性の観点から引き続き変動緩和要件に従うことと整理しております。	なし	その他	変動緩和要件の見直しについて、令和5年7月から、新規に接続検討申請を行う電源について、変動緩和要件を撤廃した上で受付の開始を目指し、引き続き、調整力不足時の扱いなどについて検討を進めております。その上で、系統全体での効率的な調整力の確保について、引き続き検討を進めてまいります。
2	⑤	北海道エリアの出力変動緩和対策に関する技術要件の見直し②(変動緩和対策にかかる蓄電池設置義務の撤廃)	北海道の出力変動緩和対策に関する技術要件に基づいて既に設置されている蓄電池については、 ①個々の風力等の発電設備の出力調整のために設置義務を課し続けるのではなく、設置義務は撤廃したうえで、 ②既設の蓄電池の有効活用の観点から、一定の要件の下で、蓄電池で貯めた電気を需給調整市場や容量市場、卸電力市場などで取引できるようにしていただきたい。 ③また、同様に、既設の蓄電池の有効活用の観点から、当該蓄電池について、電力系統からの有効活用について こうすることで、個々の風力発電所の出力調整のための蓄電池としてではなく、北海道エリア全体で既設の蓄電池を有効に活用できるようにする。	経産省の系統ワーキングでは、北海道の出力変動緩和対策に関する技術要件としての蓄電池設置要件は見直される方向であるが、既設分については、要件が残る方向で議論されている。既設の蓄電池については、出力調整のための設置義務や電力系統からの充電禁止規定は廃止していただきたい。既設分の蓄電池を系統全体で活用することで相当数の新たな再生エネの導入拡大に寄与出来るものと考えられる。（2022年6月7日開催の再生エネ大量導入小委（ https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denyoku_gas/saisei_kano/pdf/042_01_00.pdf ）では、発電設備併設蓄電池について、電力系統からの充電を認める方向で議論されている。）	経産省	再生可能エネルギーの出力変動が周波数の維持に影響するため、北海道電力ネットワークは2016年4月に「系統アクセスマニュアル」を改正し、新規で連携する太陽光発電設備や風力発電設備に対して蓄電池などを併設することで出力の変動を緩和することを要求しています。 第40回系統ワーキンググループにおいて取りまとめ「北海道における変動緩和要件についての対応」では、令和5年7月以降に接続検討の受付を行う新規電源について、変動緩和要件を求めないことを目指すこととしました。他方、既に連系済みの既存電源については、既存電源間の公平性の観点から引き続き変動緩和要件に従うことと整理しております。 また、第42回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会において発電設備蓄電池への系統電気の充電について検討を開始したところです。	なし	その他	変動緩和要件の見直しについて、令和5年7月から、新規に接続検討申請を行う電源について、変動緩和要件を撤廃した上で受付の開始を目指し、引き続き、調整力不足時の扱いなどについて検討を進めております。その上で、系統全体での効率的な調整力の確保について、引き続き検討を進めてまいります。
3	③	③④ ウィンドファーム(WF)認定の改善	①迅速な審査を実施できる第三者認証機関を増やし、審査を迅速化していただきたい。 ②第三者認証機関が審査のために必要とする標準的な期間を示していただきたい。	ウィンドファーム(WF)認定については、ガイドラインが発行され、手続きが明確になった。また、特殊設備の取扱いについても以前よりも明確になった。しかしながら、認証機関である一般社団法人日本海事協会(NK)に案件が集中した結果、以前にも増して審査に時間がかかるようになり、事業を進める上で、スケジュールの見通しが立たず、以前と変わらない状況である。新たにヒューローベリタスが認証機関として認められたが、まだ実績は無く、改善に繋がっていない。	経産省	電気事業法に基づく風力発電設備に係る工事計画届出は、産業保安監督部において電気設備および発電用風力設備の技術基準の適合性を審査します。中でも特殊な環境（洋上、軟弱地盤等）に立地する発電用風力設備の技術基準適合性については、専門の観点から適切に審査するため、外部有識者から構成される専門家会議における意見を踏まえ審査を行っています。これらの審査の円滑化及び効率化のため、第三者認証機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）が認定した認証機関に限る）によるウィンドファーム認定を工事計画届出の審査の参考資料として活用することが可能です。	電気事業法、電気事業法施行規則、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令等	検討が着手	電気事業法に基づく風力発電設備に係る工事計画届出の技術基準の適合性確認については、令和4年6月15日に成立した「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第74号。高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法、情報処理の促進に関する法律の一部改正法案）により、電気事業法において、更なる迅速化などのために登録適合性確認機関制度が創設されることになりました。 現在、令和4年度内の新制度の運用開始（改正法公布（令和4年6月22日）より9月を超えない範囲）に向けて、登録適合性確認機関の登録審査の方法や、登録の要件などの検討を進めています。なお、登録適合性確認機関が定める業務規程の中で標準処理期間についても規定することも検討しています。
4	④	④⑤ 環境影響評価制度の見直しに伴うFIT法の運転開始期限の見直し	・風力発電設備について、法アセスの規模要件引き上げを踏まえ、条例アセス対象設備について、FIT法の運転開始期限の見直しをお願いしたい。	風力発電設備に係る環境影響評価については、法アセスの規模要件が緩和されたことに伴い、条例アセスの規模要件は一定の経過措置の下に今後拡大されることとなる。条例アセスは都道府県知事が定めるものではあるが、実際は法アセスと同様の手続きや基準を求められることが多く、事業者が行うべき対応は実質的に変わっていない。また、条例アセスの対象が拡大されるため、条例アセスが適用される設備規模も必然的に大きくなる。 それにもかかわらず、「事業計画策定ガイドライン」において、FIT法の運転開始期限(運転開始期限内に運転を開始できない場合は、期限を超過した分だけ単位でFITの調達期間/FITの交付期間が短縮される)については、法アセス対象の場合は8年であるのに対し、法アセス対象でない場合のFIT法の運転開始期限は4年というルールが見直されていないため、事業者にとっては、運転開始に向けた準備期間が確保できず、法アセスの規模要件緩和前よりも、むしろ制約が増える結果となっている。	経産省	FIT制度開始以降、急速に再生エネの認定・導入量が拡大したことでコスト低減が進んだ一方、高い調達価格の権利を保持したまま運転が開始されない案件が大量に滞留することで、①国民負担の増大への懸念、②新規開発・コストダウンが進まない、③系統容量が抑えられてしまう等の課題が顕在化しています。 こうした状況を踏まえ、2017年の再生エネ特措法改正以降、再生エネの最大限の導入と国民負担の両立を図るため、運転開始のタイミングに合わせた適正な調達価格の適用や、運転開始期限の設定等、未稼働案件に対する累次の措置を講じてきました。 風力発電設備については、原則、認定日から起算して、4年が経過する日（当該認定の申請の際現に環境影響評価法に規定する対象事業に係る環境影響評価を行っていた場合については、8年が経過する日）を運転開始期限日としています。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件」第1条第2項第12号等	現行制度下で対応可能/検討を予定	既に現行制度として規定・運用されている運転開始期限は、自治体による手続など必要な許認可の取得等を含め、通常事業実施までの必要なプロセスに要する期間に十分な猶予を加え、個別の事情によらず一律に設定しております。 その上で、各自体が条例で定める環境影響評価については、条例ごとに必要となる期間が異なるため、一律に設定することとしている運転開始期限において、特別に考慮することは適当でないと考えます。 今後、実態を踏まえつつ、必要性と妥当性が認められた場合には検討いたします。
5	⑤	FIT法における太陽電池モジュールの交換時の取扱いの見直し	電気回路を考慮し、モジュール容量増が実質的に発電電力量増に寄与しない場合は、モジュール容量変更後も買取価格を変更しない仕組みとすべき。 実質的に発電電力量が増加する場合は、発電電力量の増加分について、過去の発電電力量や容量按分、区分計量などにより区分できる場合には、増加分をFIT外で買電（従来からの発電分は、従来の買取価格を適用）できる仕組みとすべき。	現行FIT法の告示「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件」第2条第7項では、太陽電池の設備の合計出力が3kW以上または3%以上増加した場合、買取価格が変更されると規定されている。 一方、太陽電池モジュールは、年々大型化、高出力化が進んでおり、建設時と同じパネルを入手することは困難な状況になっている。モジュールの不具合や破損（積雪やカラスの落石など）により、モジュールを交換する際、メーカーの同出力パネルの生産中止により、交換品提供を受けられないため、やむを得ず、高出力のパネルを使わざるを得ないケースがほとんどである。このような場合に、出力が増加し、買取価格が変更となるのは、事業者にとって著しく不利益になる。また、カーボンニュートラルの実現に向けても、制度の改善が必要。 なお、同一PCSに接続されたモジュールの一部を高出力のものに変更した場合であっても、PCSの電流電圧制御の仕組み上、発電電力量は変更前と変わらない場合がほとんどである。 * https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/fi_2017/legal/07_kakaku_kokuj.pdf	経産省	太陽光発電において元の調達価格を維持したまま発電量を増加させることができる事後的な過積載（太陽電池の出力増加）は国民負担の観点から問題となりました。そのため現在は認定取得後に太陽電池の合計出力を3%以上又は3kW以上増加させる場合は、設備全体についてその時点の最新の調達価格に変更することとなっています。	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定に基づき基準価格等、調達価格等及び解体等積立基準額を定める件」第2条第7項等	検討を予定	「制度現状」にあるとおり事後的な過積載（太陽電池の出力増加）は国民負担の増加懸念があります。他方、最新の太陽電池への張り替えや追加的な太陽電池への投資は既存再生エネの有効活用という観点から促進すべきという側面もあります。そのため、設備認定出力が変わらないことを前提に、太陽電池の出力が増加したときの価格の在り方については、国民負担の増大抑制、関係法令遵守、適切なパネル廃棄等の観点から、関係審議会で議論しているところです。
6	⑥	FIT法における同一地帯での認定	下記のような条件の下、FITについて、同一地帯での複数案件の認定を認めるようにすべき。 (条件) 再生エネ設備の設置場所が、境界から十分内側で、他の案件と別の位置であることが土地所有者や同一地帯内の他の当事者との契約書などでわかるような場合であって、低圧分割案件等に該当しない場合等。	現行FIT法施行規則第5条第1項第2号では、FIT認定の基準について「二 特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものでないこと。」とあり、経産省からの通知「再生可能エネルギー発電事業計画の認定における設備の設置場所について」においても、「同じ地帯に設置することは重複に該当するため原則認定はできない。」と記載されている。 これは、低圧分割案件等の悪質な案件に対しては適切な対応であると理解しているが、一方で、適切な案件を阻害するケースも存在。例えば、土地に関しては、古文書のような文書しか残っておらず、正確な境界が定まらないケースが多く、広大な土地を分筆しようとした場合、固定資産税がゼロのような土地であるにもかかわらず、境界確定に多大なコスト（数億円）と長い時間（数年）が必要となり、事業化が困難なケースが多数存在。また、分筆したくないという地権者もいる。隣地の所有者がわからない箇所もある。特に、従来は分筆する場合でも、敷地全体の境界を確定する必要はなかったが、最近では、敷地全体の境界を確定するよう法務局から指導されるため、分筆が難しくなっている。	経産省	再生エネ特措法施行規則第5条第2号に基づき、特段の理由がないのに一の場所において複数の再生可能エネルギー発電設備を設置しようとするものを求めている。	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第5条第2号	現行制度下で対応可/検討を予定	・再生エネ特措法は、再生エネの導入を促すことを目的として、電気事業者に再生エネ電気の買取りなどの義務を、小売電気事業者に納付金の納付の義務を課すものです。発電事業者に関しては、FITによる支援を受けるための条件等を定め、条件を満たした場合に支援する制度であり、発電事業者に対して規制を行うものではありません。 ・1つの地帯に複数の設備を設置する計画を認定した場合、設置や管理のなかでトラブルとなるケースもあることから、認定基準として1つの地帯に複数の発電設備を設置する計画ではないことを求め、当該基準を満たしているか確認しているものになります。 ・地域とトラブルのない形で事業に取り組んでいただくことが重要であると考えており、例示いただいたケースについては、境界が確定しておらず、土地に関するトラブルのおそれがあることから、まずは適切に境界確定等を行っていただくことが必要であると考えます。 ・今後、その必要性と妥当性が認められた場合には検討してまいります。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
7	⑤	送配電系統状況の開示	北海道電力管内で導入されている「潮流調整システム」の潮流の予測値や実績値を開示する再エネ事業者に公開してもらいたい。	北海道電力管内では、熱容量による制約のある系統に「潮流調整システム」が導入されているが、現在は「潮流調整システム」の潮流の予測値や実績値が公開されていない。潮流が一定値を超えた場合、発電所を停止する必要があるが、潮流の予測値や実績値が公開されれば、潮流に合わせて発電出力を抑制することで、発電を完全に停止することを回避できる可能性がある。	経産省	・潮流調整システムは、ローカル系統において、より多くの発電事業者の方に系統接続を可能とするため、北海道電力ネットワーク（以下、北電NW）が開発した出力制御のシステムであり、北電NWの系統に導入されているシステムとなっております。	なし	その他	・潮流調整システムは、ローカル系統において、より多くの発電事業者の方に系統接続を可能とするため、北電NWが開発した出力制御のシステムであり、北電NWの系統に導入されているシステムとなっております。なお、潮流調整システムについては、系統接続の際に発電事業者にご負担いただく当該システムの費用を抑える観点から、簡易なシステムとなっており、発電事業者にご理解・ご契約いただいた上で、実際の潮流が一定のしきい値に達した段階で、発電所ごとに発電停止信号を発生し、対象の発電所の発電を停止するシステムとなっております。 ・また、予測値や実績値の開示に関し、66kV以上の系統については、発電事業者からの求めに応じて一般送配電事業者より系統の潮流の予測値や実績値などの情報を提供する取組が行われています。なお、66kV以上154kV未満の系統に接続する電源については、特定の発電事業者の発電状況という経営上重要な情報を特定し得ることから、具体的な系統構成上の立地は明らかにしないといった制限が取られています。系統情報の公開の詳細については、「系統情報の公表の考え方」をご参照ください。 ・なお、今後、2024年以降に導入予定のローカル系統でのノンファーム型接続の出力制御方法としては、御指摘の運用容量に応じて発電所の発電出力を制御して発電を継続する方法による系統運用を予定しております。潮流調整システムを用いている発電事業者におかれましても、ローカル系統でのノンファーム型接続に移行していた
8	⑤	国による調査（セントラル方式）の改善（風況・海象観測）	今後の洋上風力は浮体式に移行することから、フローティングライダーでの乱流強度計測の推進、又は合理的な設計手法の提示等（例えば、乱流強度はフローティングライダー以外の観測値の代表半径を沖合に広げて10km超に拡大する、気流傾斜角やウィンドシアのべき指数のように乱流強度の標準的な値を提示する、など）を検討いただきたい。	・洋上風力発電設備のWF 認証審査では洋上のデータ（フローティングライダー又はフロッティングライダー）が必要。また、今後沖合の促進区域が増えていくにつれ、フローティングライダーでの観測が必須となるものの、フローティングライダーの技術（乱流強度計測）が確立されていないという課題がある。 ・フローティングライダーを含む洋上風況調査手法について、NEDO「着床式洋上風力ウィンドファーム開発支援事業（洋上風況調査手法の確立）」を通じて観測方法や観測データの取扱いについての整理を行っているが、NEDO「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」の中間報告では、フローティングライダーによる乱流強度計測は認められない方向になっている。	経産省	2023年度より、JOGMECにより洋上風力発電の基本設計に必要な風況、地質調査の実施を予定しており、その調査手法・仕様については、現在その制度や内容の確立に向けて取り組んでいるものです。 また、フローティングライダーを用いた風況観測に関しては、現状ではご指摘のとおり乱流強度計測の技術が確立されておりません。そのため、NEDOの「着床式洋上風力ウィンドファーム開発支援事業（洋上風況調査手法の確立）」において、乱流強度計測技術も含めてフローティングライダーの精度検証及び観測手法の確立に向けた事業を実施しており、2022年度事業の成果として事業成果報告書および「洋上風況観測ガイドブック」で公表予定です。 なお、JOGMECによる洋上風力発電の基本設計に必要な風況、地質調査の調査手法・仕様の一般化を検討しているNEDOの「洋上風力発電の地域一体的開発に向けた調査研究事業」の「中間取りまとめ」では、「フローティングライダーによる観測は、国内では観測技術や手順、精度評価方法が確立途上であるため、NEDOによる他事業を含めた最新の知見を踏まえつつ調査を実施する。」と整理しており、フローティングライダーによる乱流強度計測の可能性を排除しているものではありません。	なし	その他	現在NEDOの「着床式洋上風力ウィンドファーム開発支援事業（洋上風況調査手法の確立）」において、乱流強度計測技術も含めてフローティングライダーの精度検証及び観測手法の確立に向けた事業を実施しており、2022年度事業の成果として事業成果報告書および「洋上風況観測ガイドブック」で公表予定です。
9	⑤	ウィンドファーム認証の審査期間短縮等	認証・確認機関においては、審査の迅速化を目的として、これまでの審査で明した「審査のポイント」や「技術的な重要事項に関わる設計事例」などを事業者に共有いただくようお願いしたい。	ウィンドファーム認証の審査期間短縮等に向け、以下の取組が行われているが、事業者の省力化に資するよう、洋上風力発電に関する手続きに関して、更なる情報の発信をお願いしたい。 ・発電用風力設備の技術基準適合性審査の更なる合理化のため、第三者認証機関の協力の下、ウィンドファーム認証の審査プロセスに専門家会議の委員を関与させるスキームを確立し、令和3年12月より運用を開始。 ・また、「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」が2022年3月4日に閣議決定され、その中で発電用風力設備の技術基準への適合性審査を迅速かつ的確に行うため、技術的知見を有する民間の専門機関（登録適合性確認機関）による確認制度を創設することとされている。 ・経産省及び国交省では、事業者の省力化に資するよう、洋上風力発電に関する手続きに係る各種情報を、HP等で発信。	経産省 国交省	ウィンドファーム認証を活用した工事計画届出の審査を通じて得られた知見などを踏まえ、技術基準適合性確認の予見性を高めるため行った「発電用風力設備の技術基準の解釈」の改正、あるいは洋上風力発電の導入円滑化に向けて審査手続きの合理化や事業者の負担軽減を図るため行った「洋上風力発電設備に関する技術基準の統一解釈」の策定・改訂、また新たな技術基準適合性の確認制度の創設など、審査期間短縮に資する情報を適宜HPへの掲載等で発信しています。	電気事業法、電気事業法施行規則、発電用風力設備に関する技術基準を定める省令、港湾法等	検討に着手	令和4年6月15日に成立した改正電気事業法において、技術基準適合性確認のために新たに創設されることとなった登録適合性確認機関制度の構築について、経済産業省HPにて情報発信しています。今後、同制度の運用に関する検討結果についても、適宜情報発信していきます。 また、その他にも審査の迅速化に関する新たな情報については、経済産業省や国土交通省のHP等を通じ、適宜発信して参ります。
10	⑤	スイッチング支援システムの見直し	・小売電気事業者の切り替え（スイッチング）は需要家そのニーズに合わせて適切な小売電気事業者を選択できるようにする観点から重要である。 ・そのため、スイッチングを効率的に行うことが必要であるが、その実現のためには、以下①～④の対策が必要と考えられる。 【お客さまの電気料金のシミュレーションと契約申し込み共通事項】 ①OCCTOの「スイッチング支援システム」が送配電事業者のシステムとデータ連携する又はOCCTOのスイッチング支援システムそのものがデータ保有する。 ②OCCTOが運用しているスイッチング支援システムは、スイッチングの際に供給地点特定番号（22桁）を入力しない限り、スイッチングのプロセスに進めない仕様となっているが、需要家にとって、この供給地点特定番号の入力は容易ではないため、供給地点特定番号に代えて、住所などでスイッチングのプロセスを進めるようにする。 ③また、「スイッチング支援システム」において、「なりすまし防止」を供給地点特定番号以外の別の形（例えば、マイナンバーカードや免許証など）で担保するようにする。 【お客さまの電気料金のシミュレーションに関する事項】 ④電力使用量取得にあたって必要となるパスワードは、申し込んだその場で発行できるようにする。 上記の点は、送配電事業者の協力が欠かせない取り組みであることから、国において、対応をご検討いただきたい。	【お客さまの電気料金のシミュレーションと契約申し込み共通事項】 ・英国と豪州は、日本のOCCTOに相当する機関がお客さまの契約情報や電気使用量等を全エリア分データレジストリ化しているが、OCCTOの「スイッチング支援システム」自体は何も情報を保有しておらず、一般送配電事業者と小売電気事業者とを繋ぐ機能（小売電気事業者がOCCTOのシステムを通じて、一般送配電事業者に契約/契約廃止の申し込みをする機能）しか有していない。 ・そのため、英国と豪州では新小売事業者がお客さまご提案時にシミュレーションから申込みまでワンストップ＆短時間でスイッチング手続きに入ることができる一方で、日本では、OCCTOのスイッチング支援システムを経由して各送配電事業者から情報を得たり、廃止申込みの手続きをしたり、スイッチングのステップそのものが複雑且つ時間を有する仕組みとなっている。 ・また、日本ではスイッチングの際の「なりすまし防止」の観点から、お客さま固有の22桁の供給地点特定番号を入力しない限り、スイッチングのプロセスにも進めない仕組みとなっており、しかも、当該供給地点特定番号は電力会社から需要家に対し、検針票等で通知されているものの、一般的に需要家にとって馴染みのないものであり、その入力にスムーズに行える需要家は少ない。よって、このステップそのものがない英国と豪州と比較し、スイッチングにさらに時間がかかるフローとなっている。 【お客さまの電気料金のシミュレーションに関する事項】 ・お客さまご提案時の電気料金のシミュレーションには、一般送配電事業者の顧客管理システムに保存されているお客さまの過去の電力使用量実績が必要となることから、電力使用量取得には、OCCTOのスイッチング支援システムを経由して一般送配電事業者からパスワードを発行してもらう必要があるが、パスワードは申し込んだ翌日以降に発行されるため、ワンストップ＆短時間で電気料金のシミュレーションやお客さま提案ができる。 【参考】英国での契約変更（スイッチング）手続き例 ・英国では、契約切替手続きにおいて、日本の電力広域機関（OCCTO）に相当するECCOESが供給地点特定番号に相当する'MPAN'をデータレジストリ化。小売事業者がこのデータにアクセスし、お客様の住所を入力するとMPANが検索され手順が進む仕組みであり、需要家がMPANを入力しない限りスイッチングプロセスが進まない、ということはない。 ・ECCOESが管理するデータには、MPANの他に契約中の事業者の情報や電力消費量などはあるが、氏名など個人情報には保護されていない。 ・「なりすまし防止」を目的としたMPANの入力を需要家に求めていない。これは、消費者の支払い情報等も登録しないと契約できないことから、そもそもなりすまし防止目的の個別番号を入力する必要はないという考え方に基づいている。	経産省	提案内容①について すでに電力広域的運営推進機関（OCCTO）の「スイッチング支援システム」は一般送配電事業者のシステムとデータ連携がなされており、例えばスイッチング支援システムで照会した需要者情報（供給地点特定番号、需要者名、住所、使用量実績、設備情報）については、一般送配電事業者をデータ連携又は一般送配電事業者側システムに連携しデータ照会いただくシステムになっています。 提案内容②③について 供給地点特定番号とは、2016年4月からの電力小売全面自由化を背景として、一般送配電事業者が電気の供給場所を正確に把握するために、電気を使用する際の送電サービス毎に付番している22桁の識別番号です。そこで、スイッチング支援システムでは、廃止取次等の各種申込受付対象となる需要地点が供給地点特定番号にて特定することを前提としていることから、供給地点特定番号の入力が必須となっています。供給地点特定番号は検針票等に記載されているため需要家が容易に確認することができます。加えて、検針票等の確認ができない場合においては、契約している小売電気事業者又はエリアの一般送配電事業者等に連絡をすることで供給地点特定番号を確認することができます。 提案内容④について 小売電気事業者等がスイッチング支援システムを利用し、一般送配電事業者へ需要者の電力使用量取得の申請を行い、申請内容の不備や当該小売電気事業者等が当該需要家の個人情報取得の同意の有無を確認することを目的に、一般送配電事業者は当該需要家の自動車運転免許証等の公的証明書の確認を行い、原則申請日の翌営業日までに当該需要者の電力使用量を取得できるパスワードを小売電気事業者等へ発行しています。	OCCTO 業務規程第13章、送配電等業務指針第14章	提案内容① 事実認識 提案内容② ③④対応不可	提案内容①②③について、「制度の現状」に記載のとおりです。 提案内容④について、小売電気事業者等がスイッチング支援システムを利用し、一般送配電事業者へ需要者の電力使用量取得の申請を行う場合、需要家の個人情報保護に万全を期す観点から、当該小売電気事業者等が当該需要家に対して個人情報取得の同意をとれているかを客観的な物証を用いて確認するために、通常、本人が保有している自動車運転免許等の公的証明書の提出を求めています。その上で、提出された公的証明書の確認作業には一定の時間を要するため、自動的パスワードが発行される仕組みの構築は困難です。

番号	分類	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果		
11	⑤	訪問営業および電話勧誘時の書面交付の見直し	電力小売営業時（訪問販売および電話勧誘）の契約情報に関するお客様へのフィードバック手法につき、以下の検討をお願いしたい。 ①訪問販売 ・特商法の一部改正により、「申込時/契約時」の書面交付について電磁的方法での代替（電子メールやWeb表示等）を可能としたい。 ②電話勧誘販売時 ・特商法の一部改正により、「申込時/契約時」の書面交付について電磁的方法での代替（電子メールやWeb表示等）を可能としたい。 ・電気事業法上、契約前の書面交付義務を電磁的方法で代替するための要件となっている。「需要家の電磁的方法による承諾」の内容として、電話の音声データを残すことも該当することとしたい。 なお、上記要項のうち、特定商取引法については、令和3年6月16日公布の改正特定商取引法において、法律上、上記の書面交付義務について、電磁的方法での代替を認める趣旨の条文が規定されており、その具体的な内容は今後政省令等で規定されると認識している。2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギー由来の電気の販売を増加させることが重要である点も踏まえ、電気小売の営業活動の効率化及び電力需要家の利便性の向上の観点から、当該政省令においては、「電磁的方法による承諾」を書面以外の方法で許容するとともに、上記電磁的方法での代替が明示的に許容されることとしたい。	・電力小売営業時（訪問販売および電話勧誘）の契約情報に関するお客様へのフィードバック手法については、特商法と電気事業法で異なる解釈となっている。 ・訪問販売については、電気事業法ではお客さまの承諾があれば電磁的方法（電子メールやWeb表示等）での交付が認められている一方で、特商法では書面交付が義務付けられており、お客さまへプリンター持参で営業活動を行なっているところ。 ・電話勧誘については、特商法で書面交付が義務付けられていることに加えて、電気事業法では書面交付は電磁的方法が認められているものの、その要件となっている、「需要家の電磁的方法による承諾」（電子メール）については、電話をしながらメールはできない）、結果的には双方の法律に基づいた書面交付が行われている。 ・「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」では、消費者保護の観点から、電磁的方法による提供の承諾について、消費者の真意に基づく明示的な意思表示方法を議論されている。具体的には、取引類型ごとに意思表示方法を区別することが検討されており、例えば、リスクの高い取引形態においては「消費者の電磁的方法による承諾」を書面で行うことなどが議論されている。一方、小売電気事業者が行う訪問販売取引および電話勧誘取引については、小売事業者は電気事業法に基づき経済産業大臣の登録を受けており、電気の利用者の保護が図られている。また、令和3年には、デジタル社会形成関係法律整備法の中で、宅地建物取引業法などの書面の交付等を求める手続きについて、電磁的方法により行うことを可能とするよう一括改正がなされるなど、政府としてデジタル化を進めている。これらの状況を踏まえ、特商法及び電気事業法における小売電気事業者の電磁的方法の取扱いを検討してもらいたい。 ・また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けては、再生可能エネルギー由来の電気の販売をこれまで以上に増加させることが有効であるところ、こういった電力への契約の切り替え等を進めていくにあたり、電気小売の営業活動の効率化及び電力需要家の利便性の向上が重要。 【特商法上の書面交付義務の有無】 ○訪問販売 ・申込時：必要（4条書面（申込みを受けた際、直ちに。但し、申込後即座に契約締結した場合は不要）） ・契約時：必要（5条書面（契約締結後遅滞なく）） ○電話勧誘販売 ・申込時：必要（18条書面（申込みを受けた際、直ちに。但し、申込後即座に契約締結した場合は不要）） ・契約時：必要（19条書面（契約締結後遅滞なく）） 【電気事業法上の書面交付義務の有無】 ・契約前：必要（但し、需要家の書面又は電磁的方法による承諾があれば、電磁的方法（電子メール/webページ閲覧/記録媒体）での代替が可能。電話での契約の場合、契約前ではなく契約後に遅滞なく交付することも可。 ※実態として、電話をしながら電子メールを送付して「需要家の電磁的方法による承諾」をするのは難しいので、結局郵送等で書面交付を実施せざるを得ない。） ・契約後：必要（但し、需要家の書面又は電磁的方法による承諾があれば、電磁的方法（電子メール/webページ閲覧/記録媒体）での代替が可能）	①、②1ポツ目：消費者庁 ②2ポツ目：経産省	（提案内容①）②特定商取引法部分について 令和3年の特定商取引法改正（公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行）により、事業者が交付しなければならない契約書面等について、消費者の承諾を得て電磁的方法で行うことを可能とする規定が新設されました。 提案内容②のうち電気事業法について 契約締結前の供給条件に関する事項の書面交付義務及び契約締結後の契約締結に関する事項の書面交付義務の履行方法は、いずれも書面の交付によることが原則としており、例外的に、あらかじめ書面又は電気事業法施行規則第3条の15各号によって認められている方法によって小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を情報通信の技術を利用する方法を用いて提供することにより、当該書面を交付したものとみなすことができます。	（提案内容①）②特定商取引法部分について （提案内容②）電気事業法部分について 第19条第3項。 （提案内容②）電気事業法部分について 第2項、第3項、第2条の13第1項、第2項、第2条の14第1項、第2項、第2条の15第1項、第3項、第3条の13第5項、第3条の14、第3条の15	（提案内容①）②特定商取引法部分について 契約書面等の電子化については、令和3年の改正法の附帯決議においては、書面交付の電子化に関する消費者の承諾の要件を政省令等により定めるに当たっては、書面交付義務が持つ消費者保護機能が確保されるよう慎重な要件設定を行うこと、書面交付の電子化に関する承諾の要件を検討するに当たっては、関係者による十分な意見交換を尽くすこと、とされた。このため、令和3年7月から「特定商取引法等の契約書面等の電子化に関する検討会」において検討されているところであり、今後、その結果も踏まえ、令和5年6月の施行までに必要な政省令改正を行う予定です。 提案内容②のうち電気事業法について 契約締結前の供給条件に関する事項の書面交付義務の趣旨は、料金その他の供給条件に係る十分な説明が行われないことに起因するトラブルの発生を未然に防止するとともに、電気の利用者が料金その他の供給条件を十分に理解した上で電気の供給を受けようとする環境を整備することにあります。 また、契約締結後の契約締結に関する事項の書面交付義務の趣旨は、契約内容を明確にさせ、後日、契約の当事者間で紛争が生じることを未然に防止し、万一紛争が生じたとしても、書面に記載された契約内容に従って解決が可能となると考えられることにあります。 そして、電気は国民生活及び経済活動に必要不可欠な財であるという性質上、情報通信の技術を利用できない電気の利用者も電気事業法による保護の対象とする必要があるという観点から、書面の交付によることを原則としています。 同様の観点から、当該原則に対する例外を許容する要件である「承諾」は慎重にされる必要があり、かつ、トラブルの未然防止のためには、明示かつ記録に残る承諾が求められることから、電気事業法施行規則第3条の15各号によって認められている方法に限定しております。これに対し、小売電気事業者等が承諾に係る電話の音声データを残す方法については、電気の利用者が承諾を慎重に行なったといえるか否かは個々の電話の内容によって異なるため、電気事業法施行規則第3条の15各号によって認められている他の方法と異なり、電気の利用者による一定の慎重な承諾が期待できるとはいえないこと等からして、承諾の方法としては適切ではないと考えられています。
12	⑤	高圧分割の禁止	電気事業法施行規則第三条第二号のただし書における「特段の理由」として、みなし特高接続による高圧分割を位置付けてもらいたい。	・太陽光発電設備の低圧分割の対策として、2022年4月の電気事業法施行規則の改正で、「一の需要場所」は、「櫛、櫛その他の客観的な遮断物によって、明確に区画された一」の構内（ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。）と変更された（カッコ内が追加）。これにより、低圧分割のみならず、高圧分割もできないことになった。 ・安全規制を回避するために行われた低圧分割は社会的にも問題となっており、これまでも国の審議会等で継続して対策が議論されてきたが、高圧分割は、これまでも「みなし特高」として扱われ、低圧分割のような安全規制上の問題は発生していない。 ・高圧分割（みなし特高）が認められない場合、従来の高圧での系統連系ではなく、特別高圧で系統連系が必要が生じるが、連系のための昇圧変圧器や既存系統へのアクセス線の建設など、導入コストが増大することとなり、社会全体のコストが上昇する。 ・また、地域主体での再エネ導入の検討が進む中で、市町村によるゾーニング等によって、接続容量を2MW以上にできる候補地が出てくる可能性が高いが、当該変更により、アクセス線のコストがネックとなり、地域主体の一体的な開発や発電事業ができず、最適な土地利用ができなくなる。事業規模も縮小し、地域の収益が減少する可能性もある。 ・更に、今回の変更により、みなし特高免除（例えば、関係性のない発電事業者を作って設置、隣接する敷地間に関係性のない土地を入れるなど）を狙う事業者が現れる可能性が高くなる。 以上のとおり、高圧分割の禁止は、規制強化の必要性が低く、また規制強化による弊害も大きいことから、従来通りの運用への見直しを要望する。	経産省	・電気事業法施行規則第3条第2項において、「一の需要場所」とは、「櫛、櫛その他の客観的な遮断物によって明確に区画された一」の構内（ただし、特段の理由がないのに複数の発電設備を隣接した構内に設置する場合を除く。）と規定しています。 ・これにより、櫛、櫛その他の客観的な遮断物を設けて複数の発電設備を設置したとしても、特段の理由がない場合には、それぞれの発電設備は「一の需要場所」とはならず、複数の発電設備をまとめて「一の需要場所」とみなされることとなります。 ・なお、「特段の理由」の具体的なケースについては、次の当省HPにおいて公表しております。 https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/electric/summary/regulations/02_fa_q/index.html	対応不可	・本規制は、発電事業者が意図的に発電設備を分割することで、分割した発電設備ごとに電圧やメーター等の設備が必要となり、社会的に非効率な設備形成が発生することや、発電設備の意図的な分割により発電設備の電圧を下げることで、発電設備の分割前には必要であった電気事業法に基づく保安規制を回避する事例が多数発生したことから、2022年4月より規定したものです。 ・その上で、ご指摘の「特別高圧」を「高圧」に分割した場合には、上記のとおり、非効率な設備形成が発生することにつながります。また、保安規制については、電気事業法等に基づき、電圧（低圧、高圧、特別高圧）や出力等に応じた必要となる措置がそれぞれ規定されており、発電事業者営内には、それぞれの発電設備の電圧や出力等に応じた保安規制を遵守していただくことが必要です。 ・次に、「特別高圧」での連系費用が増大する点について、一般的には、高圧分割した場合においても、分割した系統を束ねる変電所においては、分割前の「特別高圧」に相当する対策が必要になるとともに、分割した発電設備ごとにアクセス線の整備が必要となることから、高圧分割した方が設備形成コストが一概に低くなるものではなく、また、アクセス線に必要となる鉄塔や電柱は、地域の災害対策や景観確保から可能な限り効率的に設置することが必要です。 ・そして、地域の収益性に関しては、まずは発電設備の効率的な形成や、発電設備の安全性を確保し、その上で地域の収益性について検討いただくことが必要と考えております。 ・以上から本規制については、現行通りとさせていただきますが、今後も関係事業者等からの御意見を伺いながら、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。
13	⑤	固定価格買取制度	今般の電気事業法の一部改正により、保安規制の対象として、10kW～50kWの太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備には、基礎情報の届出が求められることとなった。これにより、設備容量を把握できる非FITの発電設備の範囲が広がったと理解している。 電気事業法により基礎情報や保安規程の届出を求める再エネ設備について、非FIT電源も含め、地方公共団体が区域の再エネ導入量を適切に把握し、導入目標の策定及び進捗管理に活用できるよう、分かりやすくデータを公表していただきたい。	令和3年5月に成立した改正地球温暖化対策推進法において、都道府県・政令市・中核市は、実行計画（区域施策編）に再生可能エネルギー利用促進等に関する目標を追加することが求められている。（第21条第3項） 実行計画のPDCAを適切に回していくためには、地方公共団体が区域内の再生可能エネルギーの現状の導入量を適切に把握したうえで目標を策定し、進捗を管理していくことが重要だが、現状、「自治体排出量カルテ」等、環境省が公開しているツールではFIT発電設備の設備容量等をもとにした情報しか記載がなく、区域内の非FIT発電設備の発電容量を踏まえた計画策定、進捗の管理が不可能な状況である。 自家発電やPPA等の非FIT電源の増加が見込まれる昨今の状況を鑑み、電気事業法の一部改正により新たに把握する小規模な事業用電気工作物の発電容量について、地方公共団体にも情報提供していただく仕組みを構築することは、地方公共団体における再エネ導入目標の実行性を担保する上で重要だと考える。	環境省 経産省	10kW～50kWの太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備については現状届出等の義務はないため、設備件数等の情報は把握していない。	検討を予定	御指摘の通り、今後増加する事が予想される非FITの発電設備の把握を目的に10kW～50kWの太陽電池発電設備、20kW未満の風力発電設備を保安規制の対象とする法律改正を行った。新たに義務化した基礎情報届出制度で収集した情報は地方公共団体が区域の再エネ導入量を適切に把握し、導入目標の策定及び進捗管理に活用できるよう、公表する方向で検討したい。具体的な公表方法やデータ整理については今年度以降検討して参りたい。環境省としても「自治体排出量カルテ」における当該公表データの掲載等について、今後検討してまいりたい。
			10kW未満の太陽光発電設備の導入量、設備容量及び発電量等について、一般送配電事業者からの情報提供（余剰電力を逆潮流）を含めて国で把握する手段を検討し、それらを含めた都道府県・市町村の区域の種別ごとの再エネ導入量を地方公共団体に情報提供していただきたい。 また、経済産業省及び環境省の検討会（※）において、小規模分散型や自家消費型等の非FIT電源の導入量の把握について課題が認識されており、今後検討すべきとの記載があるが、検討状況を公表し、見直しを地方公共団体に共有していただきたい。 ※令和3年3月10日 経済産業省資源エネルギー庁「再エネ導入拡大に向けた事業環境整備について」p8 (https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/pdf/031_04_00.pdf) 及び環境省 令和3年12月17日「地域脱炭素に向けた改正地球温暖化対策推進法の施行に関する検討会とりまとめ（案）」p58 (https://www.env.go.jp/content/900496088.pdf) にて、非FIT電源の把握について記載。	地方公共団体では、区域内の小規模な再エネ（自家消費等）の導入量を把握できておらず、今後、住宅・建物への屋根置き太陽光発電設備等、10kW未満の小規模な再エネ発電設備の導入量の増加が想定される中で、FIT認定の発電設備のみの発電容量を積み上げた目標値と実際の区域内の再エネ導入量の乖離が徐々に大きくなり、実行計画の適切な進捗管理が困難になることが懸念される。 全ての再エネ電源の設備容量を精緻に把握するは、現時点では課題が多いと理解しているが、例えば一般家庭等であっても余剰電力を逆潮流しているのであれば、一般送配電事業者からデータ提供を受けることで一定の導入量を把握し、そこから自家消費も含めた区域内の再エネ導入量を推定することができるのではないかと思料する。10kW未満の非FIT電源についても可能な限り情報を把握し、地方公共団体に情報提供いただくことで、区域での再エネ導入の促進にあたり、より現状を踏まえた適切な目標設定・進捗管理が可能になると考える。 加えて、経済産業省及び環境省の検討会においても非FIT電源の情報把握が今後検討すべき課題として認識され、何らかの検討がなされているものと考えているが、その検討状況を公表していただければ、今後、地方公共団体が実行計画（区域施策編）の改定を検討する上で、参考になるので、公表をお願いしたい。	環境省 経産省	小規模電源を含む市区町村別、電源種別ごとの発電実績等を把握するために、2022年4月に電気関係報告規則第2条を改正し、新たに追加された様式第12の4及び様式第12の5により一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者から経済産業大臣に対して、2022年度分から報告することとなります（報告期限は翌年6月末）。地方自治体への情報提供については、環境省と連携して対応する方針です。	検討に着手	小規模電源を含む市区町村別、電源種別ごとの発電実績等を把握するために、2022年4月に電気関係報告規則第2条を改正し、新たに追加された様式第12の4及び様式第12の5により一般送配電事業者、配電事業者及び特定送配電事業者から経済産業大臣に対して、2022年度分から報告することとなります（報告期限は翌年6月末）。これにより、設備容量に関わらず、御提案にある10kW未満の太陽光発電設備も含めて系統接続されている電源について、各市区町村における電源種別ごとの最大受電電力、逆潮流量等を把握できることとなります。 地方自治体への情報提供については、環境省と連携して対応する方針です。
14	⑤	電化リースの住宅ローンの与信特化	・当社の「住宅屋根置き太陽光発電リース」のような、リース料金が、太陽光の生み出す経済メリットの範囲内に設定されているものについては、リースを住宅ローンの与信特化で扱う旨のお知らせ等を金融機関向けに出してもらいたい。 ・これにより、住宅屋根置き太陽光発電の導入が加速し、将来的な住宅屋根置き太陽光発電の義務化の議論にも寄与できるものと考ええる。	・大手住宅事業者（建売分譲住宅）に太陽光発電設備や蓄電池等を初期費用0円「定額利用料（リース）」でご利用頂くサービス（以下「住宅屋根置き太陽光発電リース」）を、年間2千棟以上に提供している。太陽光発電から期待される光熱費削減効果の範囲内となる「リース」利用料金を設定し、お客さまは実質的な経済負担なく太陽光発電をご利用頂ける。 ・住宅屋根置き太陽光の導入を飛躍的に拡大できるサービスであるが、新築住宅に太陽光発電設備をリースで導入する場合、リース＝割賦販売と解釈されると、住宅ローン審査時に負債額として算入され、住宅ローンが減額されるおそれがあると感じる住宅事業者が多い。 ・しかし、当社の「住宅屋根置き太陽光発電リース」料金は、太陽光の生み出す経済メリットの範囲内に設定されており、負債としてみなすのは不適切である（実際に金融機関に丁寧に説明すると割賦販売ではないと判断される）。	金融庁	住宅ローン審査時に太陽光発電設備のリース料金をどのように評価するかは、各金融機関の経営判断に任されている。	なし	その他 与信審査は各金融機関の経営判断により実施されるものであるため、リースを住宅ローンの与信特化で扱うよう通知する対応は困難ですが、ご要望の趣旨を踏まえ、太陽光発電設備の普及に向け、銀行等の業界団体との意見交換会において、金融庁より「リースより「リース」を利用する住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、当庁として一律の対応を求めるとはしないが、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮することなど、各金融機関それぞれにおいてご検討いただければ幸いです」旨を情報発信し、合わせて金融庁HPでも公表する予定です。（令和4年10月頃にHPにて公表予定）